

総務産業委員会報告書

令和4年12月13日

備前市議会議長 守井秀龍 殿

委員長 山本 成

令和4年12月13日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	審査結果	少数意見
議案第95号 令和4年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	なし
議案第105号 備前市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第109号 備前市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第110号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	なし
議案第111号 備前市税外収入金を期限内に感応しない場合における徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	なし
議案第112号 備前市個人情報保護法施行条例の制定について	原案可決	なし
議案第113号 備前市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	原案可決	なし
議案第114号 備前市債権管理条例の制定について	原案可決	なし
議案第115号 日生総合支所耐震長寿命化工事の請負契約の変更について	原案可決	なし

<所管事務調査>

- 今後の入札状況について
- 土地取得の進捗状況について
- 財政管理について
- 行政デジタル化について
- 大学との連携協定について
- ふるさと納税について
- 災害時表示看板の整備について
- 保育園における事件・事故等の責任の所在について

<報告事項>

- 戦略的広報の経過報告について（広聴広報課）
- 大池緑地公園整備工事について（吉永総合支所）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
議案第95号の審査	2
議案第105号の審査	2
議案第109号の審査	3
議案第110号の審査	6
議案第111号の審査	7
議案第112号の審査	7
議案第113号の審査	7
議案第114号の審査	9
議案第115号の審査	10
総務部・総合支所部関係	
報告事項	11
所管事務調査	14
市長公室・総合政策部・総合支所部関係	
報告事項	20
所管事務調査	25
閉会	27

総務産業委員会記録

招集日時	令和4年12月13日（火）	午前9時30分		
開議・閉議	午前9時30分	開会　～	午後1時45分	閉会
場所・形態	委員会室	会期中(第5回定例会)の開催		
出席委員	委員長	山本　成	副委員長	内田敏憲
	委員	尾川直行		石原和人
		森本洋子		松本　仁
欠席委員	藪内　靖			
遅参委員	なし			
早退委員	なし			
列席者等	議長	守井秀龍		
傍聴者	議員	青山孝樹	草加忠弘	
	報道	なし	一般	なし
説明員	市長公室長	藤田政宣	秘書課長	吉田祐介
	広聴広報課長	則枝勇人		
	総合政策部長	梶藤　勲	企画課長	馬場敬士
	ふるさと納税課長	桑原淳司	危機管理課長	青木克行
	事業推進課長	國光裕一郎		
	総務部長	今脇典子	総務課長	春森弘晃
	財政課長	榮　研二	契約管財課長	岸本豊弘
	税務課長	木和田純一	デジタル推進課長	行正英仁
	総合支所部長 兼三石総合支所長 兼日生総合支所長	杉田和也	吉永総合支所長 兼管理課長	江見清人
	三石総合支所管理課長	瀬尾茂樹		
	会計管理者	三宅貴夫	監査委員事務局長	岡　育利
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○山本委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席は6名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、市長公室、総合政策部、総務部、総合支所部ほか関係の議案の審査と所管事務調査を行います。

まず、総務部及び総合支所部関係の議案の審査を行い、議案審査終了後、所管事務調査等を行います。続いて、説明員を入れ替えて市長公室、総合政策部ほか関係の所管事務調査、報告事項を行います。

なお、本日の委員会は新型コロナウイルス感染症対策のため、議事に関する説明員の方のみに出席をお願いしております。必要に応じて説明員を入れ替えて行いますので、御承知おき願います。つきましては、円滑なる議事の進行に格別の御協力をお願いします。

それでは、直ちに本委員会に付託された議案の審査を行います。

それでは、議案審査に入ります。

***** 議案第95号の審査 *****

議案第95号令和4年度備前市三国地区財産区管理事業特別会計補正予算についての審査を行います。

議案第95号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第95号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第95号の審査を終わります。

***** 議案第105号の審査 *****

議案第105号備前市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。

議案第105号についての質疑を行います。

○森本委員 行政機関等匿名加工情報がこのたび加えられるということで、改正されたら加工情報の部分に関してどこか委託してされるわけですか。

○春森総務課長 多分、御質問としては、匿名加工情報は新しい条例では開示することができない情報となっておりますが、この後に出てくる議案、議案書107ページに書いていますが、個人情報保護法施行条例の中に行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料とかがありまして、こちらのほうで出す形になりますが、外部に委託してするのであればそういった経費も含めて相手の

方に対しては経費を求めた上で提出することができるようになります。それが職員である場合もありますし、かなりの大量情報であればそういった情報を管理しているシステム業者に依頼することもあると思います。

○**山本委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第105号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第105号の審査を終わります。

***** 議案第109号の審査 *****

議案第109号備前市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行います。

議案第109号についての質疑を行います。

○**尾川委員** 定年延長と延長後の制度ということだと思うが、概要を説明してもらいたいことと、メリット、デメリット、どう人事管理をやっていくかという考え方、その辺一問一答でいかないといけないと思うので、取りあえず概要を説明してもらいたい。

○**春森総務課長** 今回のものは、地方公務員法の改正に基づく形の対応になります。主なものとしては、役職定年制、基本的にはその前の前提条件としては定年が60歳から65歳までという形になったのが、一応基本大前提になっています。

65歳までに上がるものについては、すぐに65歳に引き上げるのではなく、今後60歳から65歳までの方を2年に1歳ずつ段階的に引き上げますので、来年定年の方は61歳定年になります。再来年定年の今本来60歳になれる方は、その後に2年間勤務される形になります。今後9年間ほど定年する人が、60歳定年になる方が隔年になるというイメージになりますので、定年が61歳になって、62歳になって、順番でいきますので、おおよそ9年後に65歳定年が完成する形になります。大体、令和14年ぐらいに完全な65歳定年になる予定で今見込みをしています。

その中で、あとは役職定年、60歳になると一部の専門的な資格の方を除いては、部長であっても役職としては定年延長で引き留められるのであれば主査係長級という形になります。

さらに、定年延長されずに定年された形でも再任用という形で来られたい方については定年前再任用短時間勤務制という形で短時間で来られる形、そういった制度になります。

また、定年、60歳を迎える1年前に必ず職員に対しては情報提供や意思確認制度をする形になっています。

あと、給与ですが、定年を迎えた後に普通に延長した形で来られる方については、原則7割水

準に給料を設定する制度となっています。

大きなものとしては以上になります。

○尾川委員 1点目は、役職定年の問題ですが、今、専門的なものを除いてという説明、これは勝手に各自治体で専門的という範囲を決定してもいい仕組みになっているのか。

というのは、恣意とは言わないが、人を見てそういう処遇をやっていくということはどうなのかと思うて。その辺備前市は備前市で独自、国家公務員の制度を準用していると思うが、そのあたりはどう考えているのか。これは首長の考え方によるかもしれないが、そのあたり条例で決めるのか、どうなるのか、その辺を説明してもらいたい。

○春森総務課長 基本的には60歳定年になりますが、本当に容易に補充できない職種、それからその後著しく業務に支障がある場合というのは役職定年を1年単位で延ばすことができ、最大3年間延ばす制度となっております。ただし、原則論、今の容易にとか著しいという言葉を使っているとおり、基本的な形ではあまりこういったものに該当する職員はないと認識しています。

○尾川委員 要は、恣意に人を見てやるような、余人をもって代え難いということでもってね。その辺は一律的にやればいいのか、人を見て人事介入やったほうがいいのかというのがあると思うが、それは首長が口を出してどうこう、あるいは総務部長が言えば決まるものなのか、それはどう対応を。はっきりしておかないと、公平性とかというのがなかったら、人見てやるばかりしていたらいいことにならないと思う。だけど、余人をもって代え難いということもあるし、難しいところです。その辺は今の段階では先の話はできないと思うが、確認をさせてもらいたい。

○春森総務課長 一番大きなイメージとしては、医師のような専門職で思っています。

先ほど言った役職定年についても、医師は60歳からの役職定年から今回の条例でも基本的な考え方と外れていますので、65歳までが役職の形で維持できるようになっていますし、その後65歳以降についてお勤めの話になると思うが、そういったものについても一般的には国とかでも医師などのような形で特殊性のある専門職をイメージされていますので、ここで、一般職は必ず限定しないのかと言われたらそうではなくて、該当はしますが、おおむね基本的に考えてはという形の条例にはなっていないと御理解いただけたらと思います。ここで必ずそれはしませんとかというのとも言えないと思います。

○尾川委員 誰でも例外をつくりたいからな。

○春森総務課長 一応、原則的にはというイメージで思っていたらと思います。

○尾川委員 それから、70%というのはこれ原則論、またこれも同じようなもので、あまりくくってしまうと動きが取れなくなるようになるからアバウトでいこうとしていると思うが、例えば8割出したら違反になるとか、中途採用で処遇が遅れているとか、そんなことでもって7割が8割だったり、9割だったりするようなことはあり得るのか。そういう想定はあるのか。

○春森総務課長 原則、制度上7割になると思います。さっき言ったように役職定年の延長制に係るような方についての分はそのまま原則維持になるとは思います。定年の形になって60歳定

年迎えられた方は7割が基本でおかれ統一的な全国的なルールになっていますので、制度上7割という形になります。

○尾川委員 こっちもまた一緒に、つまみになりやせんのかなあという懸念がある。そんなにええかげんにするとは言わないが、もう少し明確にきちっと決めておくことが必要ではないか。原則論という曖昧にすることが逆に不平や不満が出てくると思うが、その辺はどういうふうに。例えば職員組合があるのかないのか知らないが、そういうところで聞いたりするということはあり得るのか。

○春森総務課長 既にこちらは団体交渉で、当然組合とお話した形で本日になっていますので、御理解いただけたらと思いますし、この7割はさっき言ったように特別に定年延長、役職定年を延長した方は7割のイメージでそこを除外された形で言っているのです、それ以外の方というのは7割、これはもうルールになると思います。

○尾川委員 それから、新規の採用が結局少なくなってくる可能性が高いと思う。採用状況も、備前市が採用したら応募がたくさんあるのかないのか、それは時給関係があると思うが、なかなか大変だと思う。これから人が少なくなれば希望者がおらんようになろうけど、人事の更新というか、新しい血が入ってこないというか、マンネリ化してしまうというような、その辺は人事管理の上で一工夫あるのか。

○春森総務課長 先ほど言った定年延長、定年を60歳定年を迎える方がいなくなり、その間65歳まで職員が定数上増えていくという多分イメージだと思うが、そちらのほうは一応考えずに、一応60歳から65歳まで、この制度が完結するまでは若干正職員数が増えることも想定しつつ、採用は維持してまいります。当然、隔年で職員数を減らすと将来我々がなくなった頃、20年、30年先に職員数に偏りがあるというのは委員言われるとおりに問題になると思っていますので、継続的に安定した数を正職員数は採っていきますので、職員数が増えた形で人件費がアップすることも想定した上で対策させていただいていますので、ここだけ御理解をいただけたらと思っています。

○尾川委員 定年延長で給料70%で高いか安いかは別として、人事管理で意欲というか、モチベーションというか、何か裏づけになるような制度的な、条例とは関係ないかも分からないが、そういうものでキープしていくというような考え方を、何とか意欲を持続するという面で工夫はされているのか。

○春森総務課長 定年延長で普通にフルタイムで来る方、さらに先ほど言いました短時間の方、この後の議案で提出していますが、高齢者部分休業制度という形でそういった制度をいろいろつくり職員の働く環境等の整備をしていますので、それに応じた職員の業務をまずしてもらいます。それと同時に、きちんと職員の方、こういった継続性のある方についてはいろいろな御意見等を事前に調査する形で、先ほど言ったように定年60歳を迎える前に情報提供をした上でどういった方向性で今後勤めたいのかという意見を聴取するようになっていきますので、そういった制度を利用して適切にしていきたいと思っています。

○尾川委員 意欲の問題をどう持続するかという別の人事管理というか、その制度をこの条例ではなくそれ以外の、どうやってその意欲をキープするか。複層的な雇用形態は60歳を過ぎたら何種類も出てくるようなことになってきて、そのときにいるけど仕事はせんわという、備前市の職員はそんなことはないと思うが、そういうことのないように補完するような制度を。ただ、条例で60歳が61歳になるよというだけでなく、そういう裏づけというようなものを人事管理というか、総合的なものの制度の中で考えられているのか。その辺をぜひ考えてもらわないといけないと思っているが、維持するのに何か考えているのか。

○春森総務課長 委員言われるのはごもっともだと思っています。当然、こういったものについては一般職も含めてですが、専門性のある方については国のほうのいろいろな報告書でも専門性のある方については継続的に60歳過ぎて専門性のある仕事ができるかという部分もございまして、そういった方が一般職等の業務に転じることも踏まえてこういった制度については運用していくことで検討しています。まだスタートしていないので、スタートと同時にそういったことができるような体制にしたいと思っています。

○尾川委員 課長はしっかりしてくれていると思うが、市民に、人は増えたわ、仕事をしていないと言われることのないようにきちっと制度化して、バックアップする制度を検討してもらいたいと思う。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第109号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第109号の審査を終わります。

***** 議案第110号の審査 *****

議案第110号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての審査を行います。

議案第110号について質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第110号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第110号の審査を終わります。

***** 議案第111号の審査 *****

議案第111号備前市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例等の一部を改正する条例の制定について審査を行います。

議案第111号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○石原委員 ここで字句等を整理されている、看護学生等の修学資金貸与、医師確保修学資金貸与、2つの貸与の事業ですが、それぞれこれまでどれくらい貸与されている方がいるのか。

○木和田税務課長 すいません、所管が別なので、滞納額等の把握はできているが、もともとの貸付額については把握できていません。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第111号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第111号の審査を終わります。

***** 議案第112号の審査 *****

議案第112号備前市個人情報保護法施行条例の制定について審査を行います。

議案第112号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第112号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第112号の審査を終わります。

***** 議案第113号の審査 *****

議案第113号備前市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての審査を行います。

議案第113号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○尾川委員 細部説明書にも書いているが、制度運用、どの程度想定を、これ国の指導か、備前市が独自でつくったのかよく分からないが、こういう制度をつかって、人事院がしているのか、

どこがしているのか知らないが、どういうニーズがあるのか、どのように備前市としたら考えて、この条例制定になっていきよんかなあというのをお聞きしたい。

○春森総務課長 先ほど御説明したように定年延長と定年前再任用短時間勤務制という制度が新しくできたが、ちょうど間を補完するようなイメージでつくりました新しい地方公務員法に載っている制度を利用した形の制度で条例をお願いしているところです。

中身として特に定年延長との違いとして、定年延長ではなくて高齢者部分休業制度と定年前再任用短時間勤務制度の違いですが、高齢者部分休業制度でお願いする制度については、常勤職員の身分のまま原則としてその勤務時間の半分を上限として休業できる制度であり、勤務しない時間について給与を減額するという制度になります。それに対して定年前再任用短時間勤務制は一度常勤職員を退職した上で非常勤職員の再任用となるため、短時間勤務の再任用職員の給与が支給される形となり、先ほどの70%の給与と短時間勤務再任用職員では基本の給料が異なるベースに給料表はなりますので、そういったものも踏まえて定年を5年間される方と、そういった再任用の方との間を埋める制度としてつくった形になり、職員の選択肢がいろいろ広がると。特に、60歳以上になると家族の状態であったり、地域の役員になったり、そういったものも踏まえた対応が必要になってくる部分もございますので、そういったものにこの方が機敏に対応できる制度と考えています。そういった部分については先日質疑でも回答したが、所属長と勤務時間を調整の上対応できるという、まだ実際実務をやっていないので分かりませんが、今後これを有効に活用できたら職員自身の働き方改革につながるのではないかと考えています。

○尾川委員 こういう処遇に乗ってやろうという、要するに国が考えている制度と思うが、国の案とすればこういう制度を使えと言っているのか、こういうニーズがあるからこういう制度をつくらうとしておりなのか、そのあたりはどうなのか。実際、現場管理するときに管理職にすれば、雇用形態が複雑になって、仕方ないと言えば仕方ないが、その辺順応していかないといけないのはよく分かるが、こんなものやってもらうと困るというような話はないのか。

○春森総務課長 先ほど言ったように、最大半分までいけるという形になっていますが、たくさん半分休まれると所属長も一人のパワーとして考えている、条例上、定数上は一人の職員、こちらは先ほど言った再任用とは違う制度になりますので、一人の職員として考えますので、そういった部分の調整はいろいろ今後必要になると思っていますが、制度上はルールに基づいた法的な形のイメージとして作成していますので、委員が思われるような形で今後いろいろな調整が要ると思っています。

○尾川委員 部分休業は要するに2人とか3人で一人前というような考え方をすることになるのか。

○春森総務課長 先ほど御説明したとおり常勤職員という扱いになりますので、基本の扱いとしては一人のパワーとして考えると思います。

○森本委員 第4条、高齢者部分休業している職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときはと書いてある。判断が難しいと思うが、

周りの方がそのように思っているとしても御本人の同意を得ないことにはこれは前へ進まないということですか。

○春森総務課長 あまり職場の環境としてよいかどうかの問題は別として、有給制度とかと同じで有給の制度についても原則論本人が休みたいという権利はありますが、職場の状況によっては職場の所属長、任命権者はその日は来てくださいますようお願いできるルールになっていると。同じ意味合いでこの制度も本人がその時間をと言われても、そこは来てくださいますということが可能な制度と。先ほど言ったように、所属長との調整に基づいた休みになりますという意味の文章と御理解いただけたらと思います。あまり使うことはないと思う、本当に忙しいときとかの場合はこの部分を使う形になると御理解いただけたらと思います。

○森本委員 やって見ないと分からないところが多いということですね。分かりました。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第113号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第113号の審査を終わります。

***** 議案第114号の審査 *****

議案第114号備前市債権管理条例の制定についての審査を行います。

議案第114号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○石原委員 債権管理条例については、たしか監査でも、規則がないところの指摘をされていましたが、そういうものも受けての条例制定になるのか。

○木和田税務課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○石原委員 幾らか他市の制定の状況を見たりもしたが、他のところでは強制執行に係るところも条文化されての規定があるところが多いように見たが、強制執行の規定はここで規定しなくてもほかにもう整っているということか。

○木和田税務課長 状況を見ると確かに強制執行も含めている形で規定を設けられていますが、当市においてはそれを含まない形で考えています。

○石原委員 第7条の徴収の停止と、第8条の放棄、徴収の停止と放棄の違いについて分かりやすく教えていただけたら。

○木和田税務課長 停止と放棄の違いですが、放棄については限定的な条件としてこちらに上げている6項目に該当するものになります。第7条の徴収停止についてはその方の状況、確かに第8条と重なる部分も多いが、今現在こちらに書いているように著しい生活困窮状態という状況で

あり、今後まだ資力は回復する可能性もあると思われる、表現は難しいですが、そういった線引きとして第7条と第8条を区別しているものです。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第114号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第114号の審査を終わります。

***** 議案第115号の審査 *****

議案第115号日生総合支所耐震長寿命化工事の請負契約の変更について審査を行います。

議案第115号についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許可いたします。

○尾川委員 細部説明書に、安全性を確認するとか、2階旧議会事務局室を工事中利用することに伴う電気仮設工事の増が必要となることなどと、こういうのはもう想定外ですか。想定外だからこういう結果になっていると思うが、その辺詳細を説明してもらいたい。

○杉田総合支所部長 構造確認に伴う変更等については想定外のことでした。あと、電気仮設工事についても、当初はよその場所に移動してもらうことを想定していたが、移動ができないということになり、こちらの議会事務局を使うことになりました。そういったことで今回の変更となっています。

○尾川委員 想定外があつて変更になっているが、この本契約はいつでしたか。時間的経過はどのくらいかをお聞きしたい。

○杉田総合支所部長 正確な日にちははっきり私も記憶していないが、契約日はたしか6月の末だったと思います。

○石原委員 議案書114ページの参考資料で、大きく4つの点で変更しますということですが、4つの点についてどれほどの変更が生じることとなったのか、1番がこれぐらい増えます、2番がこれぐらいという金額を分かればお聞かせいただきたい。

○杉田総合支所部長 1番の構造変更が42万7,000円、地中埋設物が93万1,000円、構内配電線ルート変更が106万4,000円、電気仮設工事の変更が63万6,000円です。

○石原委員 これまでもやり取りがあつたわけですが、工期の変更はなく3月31日に完成ということではよろしいか。

○杉田総合支所部長 11月の委員会で2週間程度工期が遅れているという説明をしたと思いますが、現在作業工程の見直しを行い、間に合うように進めているところです。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより議案第115号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第115号の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時30分 再開

○山本委員長 委員会を再開いたします。

***** 報告事項（総務部・総合支所部関係） *****

執行部からの報告事項をお受けします。

○江見吉永総合支所長 大池緑地公園の整備工事の設計業務委託を今年度行っています。その内容について報告をさせていただきます。

大池緑地公園の整備については、この公園については閑谷学校も近く、高速道路のインターチェンジからも短時間で来ることができるということから、観光の拠点ということでの可能性が高いというものが1点。それから、吉永地域に目を向けると、中心地からは離れてはいますが、子供が遊べる場ということで実際に今も休日等利用があると聞いています。この2点を踏まえ、園内にキャンプサイトを整備し、観光の拠点となる、それから子供が遊べる公園という機能を強化して大型遊具を整備しようということで計画をして、今年度業務委託を行ったものです。

配付している資料を御覧いただければと思います。

まず、全体図ですが、内容として大型遊具ということでふわふわドームと呼ばれている遊具を設置しようと計画しているものです。資料の写真にも載せているとおり、このふわふわドームはテントのような幕を張って下から空気を送り込むというような機能のもので、トランポリンのようなことで飛び跳ねて遊べる遊具で、全国的には数十か所でこれは公立の公園とかにも設置をされているというものです。

続いて、キャンプ施設ですが、キャンプサイトは5か所を予定しています。それから、キャンプに来られた方が使えるシャワー棟と申しますか、これもシャワーユニットと言われているシャワーと脱衣所が一つのユニット型の建物のようなものになっているものになりますが、それを2棟設置する。それから、炊事ができる炊事棟と言われているものを1棟設置する。それから、トイレについては既設のトイレを利用するということになります。そのほかにふわふわドームとキャンプ両方兼ねた休憩所を1つ設置するということと、全体的に管理ができる管理棟、受付等もできるようなもので、入り口にトレーラーハウスを設置して、そこを管理棟として利用ができません。

いかと考えているというものが全体になります。

このようなことで整備をすることで観光、それから公園としての機能も強化できて整備できるのではないかと考えて、一般質問等でもあったように来年度予算に担当部署としては計上したいと、工事全体を計上したいと考えていますので、今後折衝を行っていくことになると思います。

○山本委員長 質疑のある方の発言を許可いたします。

○尾川委員 まずニーズが、絵に描いた餅で、こうして利用してくれればいいというのはいいですけど、どういう層でどういうところの人がターゲット、漠然といくのか、それとも吉永の人に使ってもらいたいのか、その辺何か明確になっているのか。要するに対象者というか。これにも何か情報発信で、関係人口、交流人口と書き上げているが、観光の拠点、子供の遊べる場、大型遊具整備、公園機能という説明があったが、誰をターゲットにしているのか。

○江見吉永総合支所長 先ほどの説明の最初に申し上げたが、観光の拠点となる市外の方をターゲットにしたキャンプ場という側面が1つと、市外の方で来られた方がその遊具を使うというのも考えてはいるが、遊具そのものについてはその方たちだけではなく市内の子供たちもターゲットにはしている、併せたような感じの施設になろうかとは思っています。

○尾川委員 閑谷学校は学校だから教育施設の一環と思っているが、その辺の調整はどう考えられているのか。全く独自の備前市は備前市、顕彰保存会は顕彰保存会というか、青少年の閑谷学校か、その辺の調整は例えば今閑谷学校は子供が小学生、中学生が合宿するようなことで活用しているが、あまりイメージはないと思うが、そのあたりの調整は何かやっているのか。

○江見吉永総合支所長 現在の時点で閑谷学校にある教育施設としての例えば宿泊所とか、キャンプ場との調整は行ってはいません。委員おっしゃられるとおり、教育施設としての閑谷学校としての研修所みたいなものがあるかなあと考えていますので、その面と、あくまでどちらかというレジャーということで大池の緑地公園はキャンプ場として整備をしていくという差別化ができていないかとは考えています。

○尾川委員 私は塀を低くすればいいのではないかという意味で言っている。その辺の公園と観光だと、学校施設だという区分よりも、何らかの形でそういう調整というか、歩み寄りというか、補完し合うというか、そういう施設を考えたほうがいいのかという意味で質問させてもらった。これだけ狭いエリアで別個にして管理の問題もあると思うので、その辺をもう少し広い目で見て、あるいは新しい形のものをつくっていくとか、同じような施設が今キャンプでも、何人の収容かという問題もあるし、学校の収容と違うと思うが、近いだけに何らかの調整をやっていくべきと思うので、その辺の考えはどうか。

○江見吉永総合支所長 確かに同じキャンプ施設というくくりであれば連携していくことも考えられると思うが、今回計画しているのがどちらかという新しいファミリー向けのキャンプ場ということで、車でテントを張るサイトまで乗りつけることができますし、電源としてもそのサイトごとに普通の電源を設置しています。そういった利用が気軽にできるとか、普通のキャンプというイメージではなく、普通に車で気軽に乗りつけていろいろな、本当にコンロとかも使えると

ということで気軽にさせていただいてということを狙って今回の整備をしています。そういうことで例えばお客さんがたくさん来てキャンプもすごくしたいということであれば、今ある閑谷学校の施設等とも連携は考えられるのかなとは思っています。

○森本委員 事務所、トレーラーハウスと書かれているところは、飲食店が建っているところの駐車場のところでよろしいですね、場所的には。

○江見吉永総合支所長 現在、駐車場として利用されているところです。

○森本委員 本当、土日となったらここにたくさん来られて、利用されているのはよく目にしているし、結構吉永の人がここで小さいお子さんを連れて遊びたいということは前から聞いていたのは聞いていたわけですが、最近キャンプもはやりですので、お一人様キャンプとかもテレビで特集されていますが、これをつくった場合は県外とかに向けて、しっかり周知していこうというか、市外、県外の方にも利用していただくという思いで取り組まれているのでしょうか。

○江見吉永総合支所長 PRは当然していきたいと考えています。ちなみにこのふわふわドームは全国各地には公立の公園等にも設置されていますが、私が知る限りでは岡山県内では設置されている例はございませんので、公立の公園で設置をされると県内初ということになります。

調べたところによると、利用は結構あり、人気もあると聞いていますので、PRをして市外の方も利用できるということではしていきたいと思っています。

○森本委員 トレーラーハウスの事務所ですが、常駐で職員とか誰かを配置されるのか。

○江見吉永総合支所長 大池緑地公園については、今指定管理で施設管理公社が入っています。一応、この計画を立てるに当たって施設管理公社の方ともどういう利用ができるのか、運用ができるのかというお話をした中で、常設でずっといることは難しいかもしれませんが、日中の職員の配置は可能ではないかと聞いています。

○石原委員 今のところの想定ではテントを張れるサイトが5つぐらい。設計事務所が設計されたわけでしょうが、可能などころでなかなか採算というのは難しいでしょうが、本当何か、環境的にもさっき言われたキャンプのビギナーの方が行ってみようかなぐらいのレベルのキャンプ場かなと。小さい子供、初めてのキャンプでここに行ってみようかなあ、車もすぐ乗りつけられることもあって、遊具の整備もありかと思うが、できるならもうちょっとサイトも増やせるなら御検討いただいて、5つかという感じがしたので、そこらあたりどこかの片隅に置いていただいて、御検討の一つとしていただければと思います。

まだ、今の段階ですが、整備に当たってはざっくりこういう形で遊具も含めて大体どれぐらい費用、経費がかかるという見込みなのか、お聞かせいただきたい。

○江見吉永総合支所長 工事については、一応約9,900万円を見込んでいます。このうち大体半分ぐらいがこのふわふわドームの設置と見込んでおり、工事全体がそのくらい。それに加えて施工監理、委託とかが上乗せして発生してくるとは考えています。

○石原委員 本当にあくまで今の段階ですが、約1億円でその半分が、ぱっと見てふわふわドームもいいなあと思ったが、それを聞いたら何か遊具の中身ももうこれありきでいかれるのではな

くてよく御検討されたほうが、約5,000万円近くということですよ。今浜山に整備されているいろんな方が利用できる大型の遊具が、あれでもたしか二千数百万円ぐらいだったと。今あらゆる種類も充実しているし、遊具の在り方、規模、種類、そういうものもしっかりと検証、検討していただければということ、これも意見ですが、よろしくお願いします。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告事項を終わります。

***** 所管事務調査（総務部・総合支所部関係） *****

所管事務調査に入ります。

最初に、今後の入札状況について資料が出ておりますので、資料の説明からお願いします。

○岸本契約管財課長 先日の本会議において、議員から4年度にあとどれぐらいの入札を予定しているのかということで、各部署に照会したところ、この表のとおりとなっています。工事は合計で39件、委託は9件の計48件を予定しているということで、契約管財課で取りまとめました。金額は契約管財課で取り扱う130万円以上を絞って計上しています。

○石原委員 資料の御提示ありがとうございます。令和4年度にこれぐらい入札があるというのもよく分かりました。

個別の事業等についてはもうそれぞれの所管のところになりましょうが、この間の一般質問でも申し上げたが、これぐらいの件数なのかなあと。大丈夫なのか、令和4年度事業をこれだけ見込んで予算提案されて、可決をされて進んでいっているわけだが、今回の補正予算でも土木費などは繰越明許で何件か出てきているが、それらを含めてもこれぐらいの事業の入札の件数で備前市は大丈夫なのか。着実に進んでいるのかなあと。この件数をお出しいただいてもまだ不安がよぎる。ここで幾ら問うたところということなので、件数をお出しいただいて状況も幾らか把握もできましたので、ありがとうございました。

○尾川委員 この表でどこまで入札情報が公開されて、どうなっているのかよく分からない。ホームページを見ればいいと思うが、これではよく分からない。要するに議決時点と、入札の時期と、落札の時期と、金額と、そういう時間的経緯が知りたいわけだ。ただ何件あるとかというのはあまり関係ない、はっきり言えば、私は。ある案件がどういう案件で、いつ議決して、予算は幾らになって、それがどういうふうに入札があって、入札時期が分かって、落札がこうなっただと。分かればいつ着工で完成がいつ予定という表が欲しい。どういう内容なのかはこっちは見たい。

○今脇総務部長 尾川委員おっしゃることはよく分かります。一応、ホームページに入札が行われましたらどんな工事、落札金額が幾らで、どこの業者でということも公表しています。ただ、それが一覧表になってないということなので、申し訳ないですが、そういうことで御理解ください。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次の所管事務調査に移りたいと思います。

土地取得の進捗状況について、こちら資料の提出がありますので、資料の御説明をお願いします。

○岸本契約管財課長 お手元にお配りしている資料ですが、本会議で青山議員からの資料を求められた分で土地取得事業について上の4段ほどが出ていなかったため、その分を追加して皆様にお配りしています。一番下は駐車場ですが、そこから上は土地取得特会で今進めているところです。

○山本委員長 質疑のある方の発言を許可いたします。

○石原委員 何件かもう契約が終わって完了とあるが、取得金額はこの予算額でよいのか。

○岸本契約管財課長 おおむねその金額です。

○石原委員 もう完了しているので、おおむねではなく、取得金額が出てくるとは思いますか。

○岸本契約管財課長 それについては、所有者からあまり公表はしていただきたくないということもありましたので、今回はこれまでにさせていただいています。また、決算で確認をしていただけたらと思います。

○石原委員 決算のときはいずれにせよ出てくるわけですね。

○岸本契約管財課長 決算のときには金額は出てくる予定です。

○尾川委員 関連で、具体的な例として、備前病院の前の発熱外来云々という目的、事業を書いているが、どうなっているのかと私には言われるわけだ。その後、備前焼まつりのときに駐車場として使ったからあれもよかったというような話をするわけだが、病院のほうかどうかは知らないが、買うだけでどのようになっているのか分からない。聞かれるのはペンペン草を生やしてどうしているのかと言われるわけだ。そのあたりの目的、事業、押さえていくというのはどういう感じなのか。あんたも買う責任からいえば使う責任もある程度の権限があるから、責任があると思う。どう考えているのか教えてもらいたい。私も説明しないとイケないから。

中身がどうなのかということ、私たちも神経すり減るよ、本当に。思うようにいかないの分かるよ、何でも。その辺を説明してもらえたら。ほかにもいろいろあるが、取りあえず備前病院の前の発熱外来の云々という目的で買ったが、議決したからお前らの責任だと言われようけど。

○岸本契約管財課長 発熱外来等の設置のために今回、特会において取得してきましたが、その設置については今検討されているところだと。私のほうでは分からないので、病院のほうでされているというところで、完了しているのであれば吉永病院の診療所はもう活用されているので、終わったところはそれなりに、市民センターの横の駐車場のところも図書館建設に向けて今動いていますし、それなりにそれぞれ動いているというのが現状だと思います。

○尾川委員 その点少しはプッシュ、担当部署は向こうと言われるかもしれないが、こっちも向こうへなかなか言えないし、場所がないから。プッシュしてもらいたいと思う。そういう悩みもあるということをお伝えしている。

○岸本契約管財課長 分かりました。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、所管事務調査を終わります。

ほかに総務部と総合支所部関係で所管事務調査がないか委員にお聞きします。

○石原委員 財政について、この間の一般質問の市長答弁をお聞きして、将来の財政負担に対して僕らが心配し過ぎなのかも分からないが、大きな不安がよぎるような御答弁もあり、どなたかが事業の中で近々に予定されている大きな4つの事業が言われていました。備前焼ミュージアム、新図書館、旧アルファビゼン、共同調理場、これらが進んでいます。それから、この間の市長答弁の中で4つの駅の整備、吉永、日生、伊里、西片上の駅舎並びに周辺整備、伊部小学校を移転して小中一貫の形にしていく方針だと。それから、その伊部小学校の跡へ道の駅も含めての整備、それから香登認定こども園を新たに整備する、それから以前私も申し上げたことがありますが、伊部と伊里の老朽化した公民館の更新事業も思い出すだけでずらっと出てきて、市長は経常収支比率を抑制する、そこの改善を図っていくと度々言われる。でもこれらの事業を一気に今後進めていくのであれば、その数年後の経常収支比率たるやすごい分子になり、どんな数字になるのだろうという思いを持ちながらやり取りをお聞きし、振り返ったわけです。財政的には合併特例債ももうなくなるでしょうし、いろんな補助制度や有利な起債があるかも分からないが、市長があのお場でおっしゃったさっき上げた大型の事業を来年度にもう設計の予算計上をしますみたいなこともおっしゃった事業もありましたが、財政的には本当に大丈夫なのかという大きな不安を抱くが、何か財政のプロの立場でお答えいただけることがあれば。

○榮財政課長 先ほど、石原委員が言われた大きな事業の計画が市長からもたくさん上がっているということです。それぞれについては、いろんな思いがあると考えています。結論から申し上げますと、財政サイドとしては一気に進めるということはありません。ただ、今のうちから1つずつ課題を抽出して、それに対してどのような企画立案をしていくかという段階、そこにおいて必ず事業費と財源がそれぞれ整理されてきますので、そういったものを1つずつ早めに上げていき、それから全部をできれば並べてみてどれから先に手をつけていくかといった過程で、大きな図書館、ミュージアムとか、そういったものも大きな計画もそういった段階を経てここまで上がってきていると認識しているので、このたび新たに上がった事業等についても、これから内容を練っていくという段階になるのかなとは考えています。

○石原委員 もうそれぐらいしかお答えもできないでしょうが、もうそういうところです。とにかくもう大丈夫なのかというところを大いに感じます。

それから、財政に関連、含まれるのか、予算ですね。予算編成から、予算そのものの在り方について、この間の市長の御答弁をお聞きして、一体予算とは何ぞやというような思いを抱いた。行政、財政のプロの皆さん方がしっかりと査定されて組み上げられた予算がこの間の市長の御答弁では予算可決後、その年度になってそれぞれの事業について100万円以上のところを市長が

決裁されて経費縮減を図っていくこと、経費縮減は当然取り組まれるべきことで、予算の範囲内で、最少の経費で最大の効果を得るべく取り組まれることはごもっともなことだろうと思う。でも、その中で事業の選択まで、この事業が果たして、事業の可否まで判断するようなことをおっしゃっていたので、一体備前市の予算とは何だろうと。皆さんが精査に精査を、検討に検討を重ねた上でこれだけ必要だからお認めくださいというのが予算であって、それからいろんな事情で変更になることも当然ありましようが、あまりにそこが多過ぎて、このままそういう感覚でいかれたらもう予算そのものの審査にまで影響してくるのではないかと。小さな団体の予算であれば恐らく例年どおり計上してこれぐらいだなどと、この費用はこれぐらいだということで認められて年度が進んでいくわけでしょうが、何分もう備前市なので。皆さん方が組み立てられる予算そのものについて何か大きな違和感、そういう姿勢はもう今の市長に替わられてからかなり強くなっているのか、その予算とその後の執行状況というのは。僕は予算を提案されてどう捉えたらいいのかなあと、このままだと本当にこれは必要なのかという捉えで見てしまいそうなので、何かあればお聞かせいただければと思う。

○榮財政課長 予算の定義ということですが、どこの自治体においても予算は同じ定義だと理解をしています。市長部局で練り上げたものを議会へお示しして、それに対して議決という形で議会の後ろ盾といいますか、後押しをいただいたものを執行していくというのはどこの自治体においても考え方は同じです。

備前市の場合ですが、これまで経常収支比率が県下ワーストワンということをずっと言われています。そういった意味で、必ず改善はしていかなければいけないというのが大きな命題でございました。それは前の市長時代もそうでしたし、今の市長になられてからも同じです。

実際の経営手法はそれぞれの首長におかれいろいろそういったこだわりであるとかお持ちで、手腕をお持ちであると思いますので、そういったところで自治体で差は生じてくるのは自治体間であっても、それから同じ自治体で首長が替わられたとしてもそういった差異が生じてくるのは当然のことと財政当局も受け止めています。

○石原委員 あくまで予算なので、それは分かるが、あまりにもがらっと変更することであったり、あまりにも遅れが生じていたり、それがあまりにも多くて、今ちょうど来年度の予算編成真っ最中でしょうが、そのあたりはよく本当に吟味されて、令和5年度何が何でもこの事業は必要なのだというものをしっかりと上げていただいてお出しをいただくことをぜひともお願いを、これはもう要望ですが、ぜひともお願いしたいと思います。

○松本委員 私は、財政の問題で一般質問をしたが、市長と詰め切れなかった側面があって後から反省するわけですが、さっき石原委員が言ったようなもろもろのこれからの財政支出というのはいっぱい決めてきて、また決まったものもあるし、5年の中期目標はつくっているわけですが、財政も含めて。だけど、私10年と言うたのはさっき言ったもろもろのことが5年以降10年に向けて負債が大きくなっていく。だから、できるだけそういうことも含めて市民に分かりやすく10年を見越した財政予測といいますか、それを要求したつもりですが、答弁では市民に分

かりやすくとか、いろいろ美しい言葉で書いていますけど、本当に具体的にできるのだろうかという、そこら辺が。

実は、答弁に先立っていろいろなお話をしますわね、答弁書をつくるのに。そのとき、財政の人、私の相手は誰だったか忘れましたが、財政について10年後まで見越すのは非常に難しいと言われたわけだけど、私あえて10年にしてと言ったのはさっき言ったもろもろのものを決めていっている、決めてきた、それからそれプラス予測されない公共施設の老朽化とかいっぱいあると思う。インフラの老朽化、これ40年代からずうっともう古いですからね。そういうことも踏まえて心配しているから、5年ではなく10年先も見越して分かりやすくつくってほしいと。

私自身がまだもやっとしてしているわけです。だから、できるだけそういうことが見えるようなものをつくってほしいと要望したが、分かりやすくやりますと答弁されたからやってくれると思うが、その点どうでしょうか。

○榮財政課長 松本委員の質問の聞き取りをした担当者が恐らくそのように10年は難しいというふうに言われたのと、私の答えも実は同じです。10年間といいますと社会情勢も変わってくるであろうし、国の制度も大きく変わってくることが予測されます。例えば備前市が交付税の不交付団体ということであれば、自在に財源を使っていろいろな事業をやっているといた財政事情であるなら立てられるかもしれませんが、いかんせん交付税をいただきながらやっていっているという状況ですので、国の状況はかなり大きく関わってまいります。

ということで、繰り返しになるかもしれないが、備前市としては10年間の基本構想ということで、10年先の姿を総合計画で一応構想として示して、それを市長の任期期間である基本計画に4年ずつそういったところに落とし込んで具体的に計画をすると。財政的な裏づけが4年間の中期財政計画という位置づけでやってきているので、これからも長くても4年の計画が限界ではないかと財政当局としては考えています。

○松本委員 ということは、結局答弁はできないならはっきり今言われたように答弁すべきだったと思う。全然そんな答弁はないし、私が言ったのは将来何があるか分からないが、これからいろいろな事業の設備投資がどれぐらいかかるか、計算したら分かるが、これについて将来的に負担となってくるとか、いろんな公共投資、インフラ整備、もろもろについては例えば40年間の見通しで年にこれだけという数字も出ていたし、例えばそういうことに準じて計算したときにどれぐらいになるとか、将来は約束できないのはそのとおりですが、そういう試算も含めてぜひ出してほしいと、私はそういうつもりで言ったつもりです。前にこう言ったからどうしたのかとか、そういう責任を迫及するつもりはないわけですよ。ただ、過去のいろんなデータを含めて概算でどれぐらいになるとか、そういうことは市民が分からない、私も含めてよく分からないわけですよ。勉強不足といえばそうかも分かりませんが、備前市の財政に精通した方々がそこら辺は、これぐらいはこうなるとか示してほしいと。答弁はいいですから、私はそういう趣旨で言ったつもりです。

○山本委員長 ほかに質疑はありますか。

○尾川委員 DX、行政デジタル化について、備前市の資料があったかどうか記憶していないが、マイナンバーカードばっかしで、今後どういうふうに、とにかくそれが第一歩だと市長は捉える、取ったらいけないのかもしれないが、担当者はそうではないと言うかもしれないが、それが全てみたいな、それが始まりだという捉え方になっているので、もっと備前市としてのシステムの標準化という、これ10月26日の読売新聞に行政デジタル化ということでシステム標準化は道険しという、もう人材もないということで書いているわけです。その辺備前市としたら簡便にしていくのか、簡便にし過ぎても大変だろうと思うが、これは書いているを書かない窓口とかにする、そういう目的が書いてあるが、そのあたりの方向性をもっと示してもらえないかと思うが、いかがですか。

○行政デジタル推進課長 システムの標準化については、令和7年度をめどに標準化したいと考えています。標準化の指標については、全国統一の指標ということでデジタル庁において取りまとめを行ったところです。それに沿って、標準化していきたいと考えています。

○尾川委員 今の答弁を聞くと、要は横並びで国の言うことを聞いてそれと同じように歩むしかないと聞こえるが、そういう理解でいいのか。特に、備前市が突出したというか、特色を持った対応をして市民にこういうサービスができるよとかという考え方ではなく、国の動きに沿うしかないという理解でいいのか。特に、こっちが構えて段取りするようなことは、マイナンバーカードがそうだと思うが、そのあたりはどうですか。

○行政デジタル推進課長 先ほど、尾川委員が言われた書かない窓口というあたりですが、国において今、窓口DXのSaaSといまして、全国で同じものを使っていこうという仕組みも考えているところです。そこに市もこうやってやったらいいのではないかという意見も出しながら、よいものをつくっていきたいと考えています。

○尾川委員 要は、特に備前市としては特色ある何か便利さとか、金はかかるけど、市もメリットもあるし、市民もメリットがあるということの歩みというのはあまり今のところはないと理解しておけばいいのか。

○行政デジタル推進課長 システムは標準化されるということで全国統一になるが、例えば窓口のサービスはそれぞれの自治体で行っていきますので、自治体に合ったものをよく検討していきたいと考えています。

○山本委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、所管事務調査を終わります。

暫時休憩します。

午前11時24分 休憩

午後 1時00分 再開

○山本委員長 委員会を再開いたします。

出席の説明員は市長公室、総合政策部、会計課、監査委員事務局です。

執行部からの報告事項をお受けします。

○則枝広聴広報課長 お手元に用意している備前市情報発信の見直し、戦略的広報の構築について経過報告をさせていただきます。

1 ページ目を御覧ください。

6月定例会会期中の6月21日の総務産業委員会で報告させていただいた内容と同様のもの、戦略的広報とは何か、自治体広報に求められている役割とは何か、自治体広報の課題は何か、こちらについて市長公室、総合政策部を中心とした職員、戦略的広報コアチームにより4月から現在まで検討協議してきました。その経過を次の2ページ以降で説明させていただきます。

6月の総務産業委員会で報告させていただき、11月までの5か月間4つの検討課題について協議を進めてまいりました。

1点目、解決すべき課題やニーズを整理し、定義するについてですが、下に赤で囲んでいる解決すべき課題、解決するための戦略、対策、具体的な取組を定義し、市の方向性を決定しました。

課題の①を御覧ください。

情報発信力が弱い、④内容や構成に魅力が少ないに対応する、その右にある、戦略としてI番、伝わる人づくり、次に対策ではI、職員の意識改革、スキル向上、次の具体的な取組では①の統一的なルールづくり、職員研修となっています。

同様に、課題に対して取組までの対応ですが、こちらを説明させていただきます。

課題の②役割分担が不明確、⑤外的ニーズの反映が不十分では、戦略についてはII番の伝わる仕組みづくり、対策ではII番の外的ニーズに応える仕組み、組織づくり、取組では③成功事例を学び、取り入れてみる。課題として③ツールの有効活用が不十分、⑥の十分な予算がない、課題の戦略でIII番、伝わるものづくりでは対策のIII、ツールの特性の分析、選択と集約、刷新、取組にいき②各ツールのニーズ分析、集約、④LINEのセグメント配信の導入、⑤のツールの集約による予算化と整理しました。

2点目、課題解決のためのアイデアをチームで創造するについてですが、先ほどの丸囲みの戦略について、I. 伝わる人づくり、II. 伝わる仕組みづくり、III. 伝わる物づくり、この3つの戦略についてそれぞれにコアチームメンバーでグループをつくり、戦略的広報の検討を行っています。

3点目、アイデアを洗練・進化させ可視化するについては、全職員へ情報共有し、研修等の実施に向け作業を進めています。

4点目、より優れた成果に向け、評価・改善を重ねるについては、新年度当初予算化、リニューアルの準備を行っています。備前市の戦略的広報で目指す姿、コンセプトは伝えるから伝わる広報へです。

対策についての具体的な取組として、①から⑤を次の3ページから4ページまででどのように

検討していくかを説明させていただいていますので、御覧いただければと思います。

4 ページ中段を御覧ください。

戦略広報の実現は、職員全員で備前市モデルの広義の広報をつくり上げ、発信し、備前市の魅力を市内外に拡散していく。広報は広報紙だけではない。伝わる文章をつくることです。今後、備前市戦略的広報をまとめ職員へ周知し、令和5年度より実現に向けて実行に移っていきます。

5 ページから7 ページについては、2 ページで説明させていただいた3つの戦略について各グループで検討している内容を報告させていただきます。

5 ページを御覧ください。

こちらでは、伝わる人づくりチームで広報マニュアルの作成及び職員研修を検討しています。11月9日、主にグループワークによる研修を実施しました。次回の研修を2月頃と予定しています。これらの研修を基に、戦略的広報の位置づけとして計画的な職員研修内容を検討しています。

6 ページを御覧ください。

伝わる仕組みづくりチームで戦略的広報を行う上で広聴広報課を中心とした役割と責任、役割を果たすための基準、その流れを検討しています。現在の案では、部長は部内で発信する情報を把握し、各部より一、二名の職員を選出していただき、各部の広報活動について確認と情報共有を行っていくPRリーダーを設け、戦略的広報が機能しているか、広聴広報課と共に確認していきます。

7 ページですが、こちらは伝わる物づくりチームです。備前市の各ツールの分析と各部署、担当者との意見交換を行いました。今後、各ツールの活用方法をまとめてまいります。

なお、「広報びぜん」について、カラーページ及び掲載ページの充実を図るための予算要求を、セグメント配信についてはLINEと経費を比較して現在の公式アプリびぜんnaviの積極的な活用による対応を行うこととしました。

最後のページになりますが、こちらSNSは活用次第で交流人口、関係人口、定住人口の創出を可能とする重要なツールとして説明している参考図です。

○山本委員長 質疑があれば発言を許可いたします。

○尾川委員 6月に報告済みという話があったが、確認の意味も含めて、なぜこれに取組しようとしたのかということと、誰が戦略的広報の構築に、取組にその課題を絞ったということと推進ということについて、まず目的となぜそういうきっかけになったのかということをお教えいただきたい。

○則枝広聴広報課長 目標については、今現在の備前市の情報発信について検討を行っていく必要があると。職員一人一人が情報発信力を高め、対外的に伝わる情報を発信していければということを目としています。

誰がということですが、年度当初より副市長から備前市において戦略的広報を構築をするということで提案があり、そちらに向けて動いています。

○尾川委員 要するに情報発信の必要性がある、感じたということですが、なぜその必要があると感じたのか、副市長の提案というお話があったが、必要性を感じた理由は何かきっかけというか、何か理由があったというか、副市長からの指摘なのかどうか、その辺もう少し踏み込んだ答弁をお願いしたい。

○則枝広聴広報課長 最初に戦略的広報とはとあります。こちら民間企業ではとっていますが、近年では各自治体でも戦略的に広報を発信していくと。市外の方とか、備前市に関係のある方に情報を発信し、備前市を理解していただく、魅力ある備前市ということで理解いただき、定住等に結びつけばという思いがあります。

○尾川委員 これが一番の出発点だと思う。何の目的であるのかということや仕方をし、それで5か月も6か月もかかっていることが大体レスポンスではないけど、今の備前市のやっていることというのは物すごく早い、動きが速いと感じているが、結局副市長から言われたら時間がかかっているのかなあと思う、そんな感じが感想です。

それから、1ページでステークホルダー同士をつなぐということで、利害関係者等というのはここで、私の解釈が違うかも分からないが、今説明を受けたときに利害関係者ということやいろいろと、要するに何か課題を指摘された、意見を求めたサンプリング数というか、そのあたりどんな状況になっているのかなあと思う、今。このステークホルダー同士をつなぐということや、サンプリング数というのと違うかも分からないが、そのあたりもう少し踏み込んで答えてもらえたらと思う。要するに、どういう要望があってそういうサンプリング、意見がどれだけあったのかを、どういうところから取ったかとかというのをニュースソースではないが、そういうものがどうなのかということや分かればと思って。

今全体としてニーズを整理し、提起するとこの2ページの2行目に書いてあるが、その枝葉をつける作業がこれから必要となってくると思うが、そういうことを流れとすればこれ全部否定するわけではないが、枝葉をつける作業は来年からだという、悠長なことを言うなあという感じがする。大体、動きが速いのに結構ゆったり目かなあというので、その枝葉をつける作業はどのように取り組んでいかれようとするのか。

この構成メンバーは、全職員というたりする、どういう人がこういうことについてどういうメンバーでやっていこうとしているのか、枝葉をつける作業はどのような計画なのか教えて、大義名分はよく分かるが、具体的にどうならということをお聞きしたい。

○則枝広聴広報課長 まず、メンバーについては市長公室長をはじめとする市長公室では広聴広報課員私を含め3名になります。総合政策部では総合政策部長をはじめ課員が3名、デジタル課より1名と今現在図書館推進室の1名になっています。

枝葉の作業については、既に4月からKJ法による作業を進め、こちらの課題、対策、取組等を出し合い、それについて検討しています。先ほどの質問の回答になるか分かりませんが、ステークホルダー等の継承ということでは、備前市の発信する情報、インスタ、フェイスブック、ツイッター、LINE、びぜんnavi等の状況、フォロワー数等を確認しています。

枝葉をつけて戦略的広報のコアメンバーの中でいろいろな検証を進めていき、その成果を来年度職員の皆さんに伝えていければと考えています。

○尾川委員 私はもう少し観光とか、そういうメンバーも入っていると思って、それで聞いたかった。まだ、その段階ではない、まだ前の段階というふうに理解したらやむを得んかなあと思う。結局、日本遺産のPRとか、観光、備前焼の振興というか、備前焼の販売というような視点からしたら、当然最初からそういうところの部署の人が入ってくるべきと、文句つけるわけではないが、そういう感じがありました。

それから、8ページの関係人口、交流人口という言葉の中にこれから具体的に進められると思うが、どういうことを範疇にして交流人口、関係人口から定住人口に結びつけるということについては情報発信するということでしょうか、関係人口の対象というか、交流人口の対象、例えば備前焼まつりの参加者とか、サイクリングが最近多いので、サイクリングの利用者とか、それはこれからの話だと思うが、広範囲に日本遺産の参加者というか、日本遺産でもどこにどういう関わり合いを持ってもらうかということについて、まだこれからと思うが、もう少し広範囲に広い目で見てもらって、それともう少し早く思っていた、一番が。時間がかかり過ぎているのかなあ。昔は、歩きながらではなく走りながらやっていた、100%はできなくても、七、八十%満足できるぐらいでいけというようなことを言っていたが、その辺をもうちょっと視野を広げてもらい、担当者も広げてもらい、それと早くしないともう済んでしまわないかと思う、そういう気がする。要らないことですけど、その点言わせてもらいました。何かあったら説明してもらいたい。

○則枝広聴広報課長 ありがとうございます。御意見お聞きさせていただきます。

先ほど、尾川委員から御指摘があったように、終わってしまわないかということがありますので、1年をかけてどういうことを発信していくか、どういうふうに職員に伝えていくか、まずは職員の知識を、スキルを上げていくことを目指しています。スキルが上がり、情報発信できるようになれば継続的な、戦略的な広報発信ができると考えています。

○尾川委員 手に入るところ各市の広報紙を市民に渡して備前市の広報と比較してみてもいいことがある。しっかりした者はちゃんと回答が来るが、広報と情報発信と戦略的広報と違うかも分からないが、「広報びぜん」は大きなツールと思っているから、その辺を他市、よその自治体との比較、いいところもあれば悪いところもあるし、そういう面でどう活用していくかということ参考までに意見として言わせてもらいます。もう答弁よろしいです。

○内田副委員長 尾川委員が「広報びぜん」を言われましたが、「広報びぜん」を備前市ゆかりの会、東京に百数十名今いらっしゃる、そういった方にも送っているのか。

○吉田秘書課長 一応、メールでやり取りしているので、紙ではなくデータで送るようにしようと今検討しています。

○内田副委員長 私は「広報びぜん」本体を送るほうがいいという気持ちを持っております。

もう一点、例えば転出者が結構備前市にいます、その転出者に対してももし希望で

あれば半年間ぐらい広報を送ることもいいと思っているが、どうでしょうか。

○則枝広聴広報課長 御意見ありがとうございます。備前市ではホームページでも「広報びぜん」を見ることができます。先ほど、尾川委員から意見をいただいたように、各市の広報についてもインターネットで見ることができますので、そちらで御確認いただければと思います。

○内田副委員長 インターネットで見られるというのはもちろん分かるが、直接送ってあげたほうがより親切かなという気持ちを持っているので、手元にくれば恐らく見てもらえるチャンスがあると思うので、そういったことを御検討お願いできればと思います。

○山本委員長 もう要望でよろしいですか。

○内田副委員長 よろしいです。

○松本委員 私、昔病院に勤めていて、普通企業ではISOですか、ああいう形で上から来るよりも、両者ですけど、ISOは非常によかったと感じている。備前市でISO的なことをやられるのか。素朴な質問ですけど、どうでしょうか。

自分たちでこういう情報の伝達も含めて自分の仕事の管理というか、部署間のいろんな連絡網とか、そういうものを下からつくるというか。

最初、つくるときに物すごく何でこんなものをしないといけないのかと思ったが、実際つくってそういうマニュアルをつくっていったらこういう方法もあるなど、さすがISOはただ者ではないということを感じたことあるが、備前市はそういう手法というか、一般企業ではそんなに珍しいことでも何でもありません、よくやられることです。分からなかったら分からないでもいいです。

○石原委員 2ページ目の具体的な取組の赤枠の中に③で成功事例を学びというところがありますが、この広報での成功事例、もう既に学ばれているのか、例えばどのようなことが含まれるのでしょうか。

○則枝広聴広報課長 戦略的広報をつくり上げる際に、先進的な市町の情報を確認させていただいています。広報については、広報で表彰された市町とか、その情報を一番に確認させていただきました。

○石原委員 7ページ目に戦略の中でその枠に囲まれている現状の20ページから4ページほど増やしてということも含めて検討され、予算確保に努めるとあるが、4ページ増やすことでどれぐらい予算が必要となるのかあたりは試算されているのか。

さっき言われたコンクール、今ちらっと見ると出てきて、いろんな賞を受賞されている。市のところで上位に来ているところを見たら36ページとか、結構ページ数の多いところも上位にあって、外へ向けての広報も重要な部分であろうかと思いますが、今の時代です。手法もあらゆる手法があって、インフルエンサーのような方に拡散していただくことも含まれるでしょうが、さっきも委員も言われましたが、市内、市民に向けての広報こそ重要な位置づけではないかと。今の時代となっても紙でお伝えをするところは幾らかよく検討されて、可能であればまだ中身によりますが、伝えること、備前市のいいところ、頑張っているところも併せて。ただただもう連絡

するだけの広報だけではなく伝えるところの広報、本当に大切だと思いますので、そのところは予算もしっかり確保して取り組まれたら、ページにこだわることなく進められるべきと、御報告を聞いて感じたので、これも意見でお伝えだけさせていただきますので、頑張ってください。

○則枝広聴広報課長 カラーページとページ数の増刷として、1ページ当たり大体4,000円程度増額という試算を考えています。ですので、月1ページ当たり今現在消費税込みで4万円程度ですので、1か月80万円の金額が12万円程度増えます。

○山本委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告事項を終わります。

***** 所管事務調査（市長公室・総合政策部・会計・監査関係） *****

所管事務調査に入ります。

○尾川委員 一般質問でもさせてもらったが、平成26年からずっと各学校との連携協定があるが、これについて全てが動いているわけではないと思う。それは当然必要に応じて知恵を拝借するというスタンスと思うが、ある程度分かれば、現状と、これからというか、結構あっちこちに公園をつくるという話があるが、そのあたりで連携協定している学園とかのお知恵を借りるというお考えがあるのか。連携先との関係というのは、協定書名と連携内容を見れば分かると思うが、そのあたり連携内容もざっくりで何でもやれるようにはなっていると私は解釈しているが、その辺の取組というか、第三者的な専門からのアドバイスというか、意見を求めるようなスタンスはどのようにお考えなのか、お聞きできれば。

方針について具体的にどうこうというのでは、例えば公園のことについて具体的に答えてもらえたら、どういうふうにするかと。

○馬場企画課長 連携協定については、委員おっしゃるとおり動いているものと動いていないものとあったと思います。公園を含めて現状とこれからというところですが、中身によってはお知恵を拝借するのもあるかもしれません。そういうときには中で協議の上、大学等々と連絡を取りながら進めていきたいと考えています。

○尾川委員 今の話しでは、協議というのは内部的な協議、勝手には一々室長もオーケーをもらって動かなければ、課長の判断であそこへ行って意見を聞いてこいというようなことはできないのでは。あれこれ言っていたら金もかかるかも分からないけど。その辺はどんな体制になっているのか。

○馬場企画課長 最終的な何かをすとかという決定事項等は上の判断も要るとは思うが、意見をいただくこと等であれば私どもでも大丈夫だろうとは考えています。

○尾川委員 大きな話のざっくりは、協定書があればあとは具体的に動こうと思えば相手が相手してくれれば別として、相談する場合もあるというふうに理解したらいいのか。

○馬場企画課長 おっしゃられたとおり相手方のこともあります。相手方、それから内部で協議しながらできることがあれば進めていきたいと考えています。

○尾川委員 こっちは専門的か、専門かどうか分からないが、学校の先生が全てオールマイティとは思わないけど、いろんな意見を聞くことは必要ではないかと。今時代も時代だし、例えば公園のことについても今さら公園というのも遅いかもしれないし、これからの大きなテーマなのかもしれないし、そのあたり学者先生にある程度方向性を見いだすためにアドバイスを受けることも必要ではないか、地域づくりとか、都市づくりというか、そういうものから。今あっちこっちにキャンプ場をつくる、公園をつくるといういろいろ計画はあるけど、本当にこれから先どう大局的に見て少し、先進的な学識経験者といえればいろいろな見方もあるけど、そのあたりを聞いたかった。そういうことで取組はどうなのかなあ、もうとにかく行けと言われればそう動かざるを得ない面もあるし、そうかといって大局的に長期的な視野で対応していくということも必要と思うので、その辺何かあったら答弁してください。

○馬場企画課長 私ども一公務員で分からないような学術的なこととか、そういう面であれば連携協定先の大学の先生とか、その他の学校の先生とか、御協力いただけるところには相談しながらよりよいものになるように市政を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○内田副委員長 ふるさと納税で私しょっちゅう聞かせてもらっているが、この前頂いた資料の中で品目別に何がたくさん出ているかという資料をもらったと思うが、その中で水ギョーザがたくさん出ているという印象があったが、よく出ている商品を広報紙に載せるということは難しいですか。年間ベスト5、ベスト10とか、あまりそういうのは好ましくないですか。

○桑原ふるさと納税課長 広報紙でどうかというところは今判断しかねるところですが、ランキングとしてホームページのふるさと納税のサイトとかではこういうものが出ているというものは表示させていただいています。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

○石原委員 危機管理について、以前いつぞやここの委員会で申し述べて、意見として述べたと思うが、災害時の市民の皆さんに御案内というか、お知らせする表示だったり、看板であったり、観光の看板も大切でしょうが、そういうところこそしっかり検証されて、整備であったり、より分かりやすい表示であったりというところに取り組んでいただくべくお願いをしたところで。その後しっかり市内各地検証もされて、必要なところは随時予算化も含めて検討も進んでいるのでしょうか。

○青木危機管理課長 取りあえず目につく大きいところ、そこはすぐに見積りは取って、当初予算に計上する予定にしています。

○石原委員 大きい目立つものはもちろんそうですが、今いろんな方もおられます、外国の方もおられ、市内に災害に備えての表示ですので、もう大小様々含めて全て大変でしょうけど、しっかり検証されていざというときに役立つように引き続きよろしくお願いしたいことをお願いしておきます。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

○尾川委員 例えば最近の、保育園のいじめというか、保育士の問題とか、送迎バスで事故が起

きたとか、ああいう場合はどこまで関わり合いがあるのか。責任の所在は教育委員会だけで、大体新聞を見たら市長が謝ったとか、弁解したとかという記事が出ているが、どこまでの範囲を、そのあたりはどういうスタンスで備前市は捉えているのか。あつてはいけないことだけど、どこまでが責任の範囲かというのを教えてもらえたらと思う。

○藤田市長公室長 基本的には当然市長が全責任ということになるとと思いますが、保育園、こども園、幼稚園については今現在教育長部局に、それから送迎のスクールバスとか、そういったものは教育委員会の所管ですので、教育委員会で結論を出すと。表立っての公表は当然市長が表に出てコメントをするのは当たり前だとは思いますが、どういった判断をするかというのは一旦教育長部局で結論は出していただいて報告ということになるろうかと思えます。

○尾川委員 世間話みたいな話をしたら悪いが、大津のいじめの事件があったときに教育委員会もうパニックになってしまって何にも手がつかないようになってしまって、議会が条例をつくったと。ということは、ある程度議会が動いたということになっているけど、そういうケースがあるので、危機管理というか、そういう対応の手順というか、BCPというか、手順がどうなっているのかなあと思って。一時的には教育委員会だと思うし、そうかといって市長に最終責任があり、どこまで市長公室か総務、私だったら総務部と思うし、その辺がよく分からないので、それで聞かせてもらいました。個人的に聞けと言われるかもしれないが、きちんと聞いとかなないといけないと思って。

教育委員会では、いろいろ異質な組織になっているから、そういうことになる可能性があるから第三者ではないが、ほかのセクションが対応せざるを得ないのではないかという感じがあつて、あつてはいけないことだけど、その辺の危機管理というか、それでお聞きしたかったということで、そんなことでいいです。

○山本委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、所管事務調査を終わります。

以上で総務産業委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

午後1時45分 閉会